

「三重県自然環境保全条例施行規則」の一部改正について

【改正の理由】

現行では開発行為の届出対象とならない、湖沼等に浮かべる浮体式や土地の造成を伴わない太陽光パネルの設置についても、自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼など）には少なからず野生動植物の生息・生育がみられ、特に湖沼等には希少種の生息・生育している可能性が高いことや、全面にパネルを設置した場合、太陽光が遮られ野生動植物の生息・生育に何らかの影響が考えられることから、浮体式等太陽光パネルを届出対象とし、既届出対象も含め、新たに「発電施設の設置」として追加するため、三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正しました。

【改正概要】

規則第33条「届出を要する開発行為」のうち、「発電施設の設置」を追加することについて一部を改正。

三重県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年三重県規則第十号）【抜粋】

第五章 開発との調整

（届出を要する開発行為）

第三十三条 条例第三十四条第一項の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 宅地の造成
- 二 ゴルフ場、運動場その他これらに類する屋外運動競技施設の用地の造成
- 三 遊園地その他これに類する屋外娯楽施設の用地の造成
- 四 墓地の用地の造成
- 五 鉱物の掘採又は土石の採取
- 六 土地の開墾
- 七 水面の埋立て又は干拓（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けたものを除く。）

八 発電施設の設置

九 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認めるもの

- 2 条例第三十四条第一項の規則で定める規模は、前項各号に掲げる行為（実施主体又は実施時期の相異にかかわらず、一体性を有すると認められるものをいう。）の面積（樹林地、農地、湿地、湖沼等の自然地に限る。）の合計一ヘクタールとする。

一部改正〔平成二八年規則七号〕

開発行為の届出の概要

